

獨協大学父母の会役員経験者の処遇に関する内規

2012年2月25日制定

第1条 次の各号すべてに該当する正会員には、獨協大学父母の会役員として尽力いただいた功に報いるため、「獨協大学父母の会会報」を無料で送付するものとする。ただし、該当する正会員人が「獨協大学父母の会会報」の送付について辞退した場合はこの限りでない。

- (1) 獨協大学父母の会代表幹事、副代表幹事、執行幹事、幹事、監査の任務を任期満了まで努めた者
- (2) 正会員の資格を得るための根拠となる学生が卒業した者
- (3) 獨協大学父母の会幹事会から委任を受けた執行幹事会が推薦した者

第2条 前条第1号及び第2号に該当する者で、「獨協大学父母の会会報」の送付を希望する者は、「獨協大学父母の会会報」の送付を希望する旨を、代表幹事宛てに申し出るものとする。

第3条 前条の申し出があった場合には、代表幹事は執行幹事会に「獨協大学父母の会会報」を無料で送付する者として推薦するかを諮らなければならない。

第4条 代表幹事から前条の諮問があった場合には、執行幹事会は速やかに「獨協大学父母の会会報」を無料で送付する者として推薦について審議し、代表幹事に答申しなければならない。

第5条 前条の審議の結果、「獨協大学父母の会会報」を無料で送付する者として推薦すると
の答申があった場合には、代表幹事は幹事会に報告するものとする。

2 前項の報告をした場合には、代表幹事は第2条の申し出をした者に対して、「獨協大学父母の会会報」を無料で送付する旨を伝達するものとする。

第6条 「獨協大学父母の会会報」を無料で送付されている者が、「獨協大学父母の会会報」の送付を辞退したい場合には、その旨を代表幹事に申し出るものとする。

第7条 前条の申し出があった場合には、代表幹事は「獨協大学父母の会会報」の送付を直ちに止めるものとする。

第8条 第6条の申し出があった場合には、代表幹事は直近の執行幹事会及び幹事会に報告するものとする。

第9条 「獨協大学父母の会会報」を無料で送付されている者へ、「獨協大学父母の会会報」が2回連続して届かないことが判明した場合には、代表幹事は執行幹事会へ報告した後、その者に対する「獨協大学父母の会会報」の送付を取りやめることができる。

第10条 代表幹事は、「獨協大学父母の会会報」を送付する際に、幹事会から委任を受けた執行幹事会の議決に基づき大学発行の刊行物及び獨協大学又は獨協大学父母の会が主催する諸行事の案内を送付することができる。

第11条 この内規の改廃は、執行幹事会の発議による、幹事会の議決に基づき代表幹事が定める。

附 則（2012 年内規等第 2 号）

この内規は、2012 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（2012 年内規等第 3 号）

この内規は、2012 年 3 月 17 日から施行する。

獨協大学父母の会出張旅費規程

2012年3月17日制定

(目的)

第1条 この規程は、父母の会の事業を遂行するために、執行幹事会の承認を受けて代表幹事から依頼された出張（以下「出張」という。）をする正会員及び特別会員に支給する旅費に関する事項について定める。

- 2 幹事会若しくは作業部会又は執行幹事会に出席するための交通費については、交通費の支給に関する内規による。
- 3 獨協大学内で行う父母の会の事業を遂行するための出張については、日当は支給しない。
- 4 前項の出張については、正会員の代表幹事、副代表幹事、執行幹事、幹事及び監査に交通費を支給する。ただし、総会を除く。
- 5 前項の交通費については、交通費の支給に関する内規を準じて支給するものとする。
- 6 特別会員の出張については、獨協大学出張旅費規程に準じて取り扱うものとする。

(出張依頼)

第2条 正会員及び特別会員が出張する場合は、代表幹事からの出張依頼による。

- 2 前項の定めにより出張をした者は、帰着後2週間以内に出張について報告を行うものとする。ただし、特別会員は獨協大学出張旅費規程に準じて取り扱う。

(旅費等の算出方法)

第3条 出張を行った正会員には、旅費、宿泊費 11,000 円及び日当 3,800 円を支給（以下「旅費等」という。）する。

- 2 前項に定める宿泊費は、夜数に応じて支給する。
- 3 第1項に定める日当は、旅行日数に応じて支給する。
- 4 第1条第3項に定めるもののほか、出張が日帰りであり、かつ、事業を遂行する時間が4時間未満の場合は、日当は支給しないものとする。

(旅費等の前渡し)

第4条 旅費等は、概算によって前渡しをすることができる。

- 2 前項の定めによって旅費等を受け取った者は、帰着後2週間以内に精算しなければならない。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は帰着後2週間以内に算入しない。

(経路の算出方法)

第5条 旅費は、獨協大学に予め届出ている住居、勤務地その他の起算点から最も経済的な通常の経路及び方法で算出する。

- 2 新幹線特別急行列車を運行する路線による旅行は、代表幹事が獨協大学父母の会の事業を遂行するうえで必要と認めた場合に限り、新幹線特別急行列車運賃を支給する。

- 3 特別急行列車を運行する路線による旅行は、自宅から出張地までの路線距離が片道 300 キロメートル以上の場合に、特別急行列車運賃を支給する。ただし、代表幹事が獨協大学父母の会の事業を遂行するうえで必要と認めた場合は、自宅から出張地までの路線距離が 200 キロメートル以上で 300 キロメートル未満であっても、特別急行列車運賃を支給することができる。
- 4 普通急行列車を運行する路線による旅行は、自宅から出張地までの路線距離が片道 100 キロメートル以上の場合に、普通急行列車運賃を支給する。
- 5 航空賃を支給する場合には、執行幹事会の承認を受けなければならない。

(出張日数の変更)

第 6 条 会員等は、出張に特別な事情が生じた場合で、代表幹事の下承を得たときは、出張日数の延長若しくは短縮又は旅行先の変更をすることができる。

- 2 前項の定めによって出張日数の延長若しくは短縮又は旅行先の変更をした者は、帰着後 2 週間以内に変更内容を記載した書面を代表幹事に提出したうえで、旅費等の精算をするものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は帰着後 2 週間以内に算入しない。
- 3 出張を取止めたことにより発生したキャンセル料、その他手数料は支給しない。ただし、天災、騒擾その他不可抗力によって出張を取止めたとき及び出張者の急病又は突然の怪我によって出張を取止めた場合はこの限りでない。
- 4 前項ただし書きに定めるキャンセル料その他手数料を請求するときは、キャンセル料その他手数料に関する請求書又は領収書及び出張者の急病又は突然の怪我によって出張を取止めた場合にあっては医師の診断書を代表幹事に提出するものとする。

(傷害保険)

第 7 条 会員等が、出張依頼によって宿泊を伴う出張をした場合で、出張期間中の事故によって傷害を被ったときは、次の各号に掲げる基準に従い、傷害保険を受け取ることができる。

- (1) 死亡又は後遺症補償 1,000 万円 (最高補償額)
- (2) 入院保険金 日額 5,000 円 (事故の日から 180 日以内)
- (3) 通院保険金 日額 3,000 円 (90 日を限度とする。)

(改廃)

第 8 条 この規程は、執行幹事会の発議により、幹事会の議決に基づき、代表幹事が定める。

附 則 (2012 年規程第 1 号)

この規程は、2012 年 3 月 17 日から施行する。